事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額 の特別控除に関する明細書						連事年	結業度				法人名	(
	個	ŗ	引 所 得 金 額			円		連	結		得の	金額	23		円
		(個別	川所得金額がない場合は0)	1			各	由			0二「47」)				
	調整前連結税額の個別帰属額				通		各	重結法丿	しの個別	设備の取得 川所得金額の	り合計額	24			
各	$(27) \times \frac{(1)}{(23)}$			2			連		(取得i	車結法。	人の(1)の台	計)			
			(20)						車結法丿	しの個別	设備の賃借 川所得金額(り合計額	25		
		取 得 価 額 の 合 計 額 3 lb (別表六の二(五)付表「9」の合計)				結	緼			人の(1)の台 度超過額を					
	取							各	車結法丿	しの個別	川所得金額の	り合計額	26		
連	得	税				担	法	調	(繰越連結法人の(1)の合計 整 前 連 結 税			税 額			
			$(3) \times \frac{7}{100}$					(別	表一の	二(一)	〔 [2]、別表一(二(三)[2])	カニ(ニ)	27		
	に	法	調整前連結税額基準額	5			人	取			(ニ <u>) ' 2] /)</u> 車 結 税 額	基準額			
	IT.	人	$(28) \times \frac{(1)}{(24)}$	J			,	得に係る		(2	$(27) \times \frac{20}{100}$		28		
結	係	税	個別帰属額基準額				Ø	係る	当 相 /		100 別控除額Œ	() 会計頻			
が口	る	額基	$(2) \times \frac{20}{100}$	6				るもの			人の(8)の		29		
		垄	法人税額基準額				合	IJ	総調整前連結税額基			基準額			
	b	額	((5)と(6)のうち少ない金額)	7			П	ース	$(27) \times \frac{20}{100}$				30		
法	の	业	期分の特別控除額				計	に係	総調整前連結税額基準額の			質の残額	31		
144			((4)と(7)のうち少ない金額)		8		ы	る	NA HE		は(30) - (29		01		
						\dashv	額	もの	当期分の特別控除額の合 (各連結法人の(15)の合				32		
		改定リース費用の総額の合計額 (別表六の二(五)付表「13」の合計)		9				عد			車結税額				
人	IJ l	リース税額控除限度額					の	前期		(2	$(27) \times \frac{20}{100}$		33		
		9	$(9) \times \frac{7}{100}$					朔繰	総調素		100 吉税額基準額	質の残額			
			100				計	越越			②))又は(34		
	ス	\ / +	調整前連結税額基準額 (31)×(1) (25)				算	分			別控除額の		35		
に		法									人の(21)の リ控除額の				
'-	に	人	個別帰属額基準額		12			14	八 7元 6只		(32) + (35)	口印帜	36		
	係	税	$(2) \times \frac{20}{100}$	12					浦純東	業年度	前期繰越れる	額 当期	+元 ₹今 ½	好	翌期繰越額
		額	個別帰属額基準額の残額		10		各	取	又は事		控除限度	額	1工 尓 1	识	(37) — (38)
お	る	基準	(12)又は((12)-(8))	13			連	得に		•	37	円 :	38	円	39
"	ŧ	年 額	法人税額基準額				結法	に係	平 平 ・	•		1.7		1 3	H
		領	((11)と(13)のうち少ない金額)	14			公	る	平 平·	• I.					
	の	当	期分の特別控除額				に	£	当其		(4)	(8)			
け			((10)と(14)のうち少ない金額)		15		お	の		カーカー 計				_	
			繰越税額控除限度超過額				ける		合		前期繰越	額			翌期繰越額
		小木		16			翌	IJ 1	連結事業年度 又は事業年度		文は当期税 控除限度	額 当期料	当期控除額等		(40) — (41)
	前		調整前連結税額基準額				期	ース			40		41		42
る		法	$(34) \times \frac{(1)}{(26)}$	17			繰	に	平 •	•		円		円	
	期	人	個別帰属額基準額				越税	係	平 •	:		外			円
		税	回 別 帰 属 観 基 革 領 $(2) \times \frac{20}{100}$	18			額	る。	言		(.)				
	繰越	額	100	19			控	もの	当其		(10)	(15)			
計		基	個別帰属額基準額の残額				除四	V)	合	計	V. 450 / 5 / 5	her:			
		準	(18)、((18)-(8))又は((13)-(15))				限一度		連結事	業年度	前期繰越ては当期税	類 当期担	空除額	等	翌期繰越額
	_	額	法人税額基準額	20			超	合	又は事	業年度	控除限度		44		(43) — (44) 45
	分		((17)と(19)のうち少ない金額)	20			過		平 •	•	40	円		円	10
算	N	当	期分の特別控除額	21			額の		平 :	•		外		\dashv	H
		((16)と(20)のうち少ない金額)	41			の計		事 :	<u> </u>		(21)			
	当期分の特別控除額の個別帰属額 (8) + (15) + (21)			22			算	計	当其		(4) + (10)	(8) + (15)		
				22					合	計				_	
_											<u> </u>				

別表六の二(五)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の11第2項、 第3項又は第4項《事業基盤強化設備を取得した場合 等の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合 に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 事業基盤強化設備を事業の用に供した連結事業年 度(供用年度)
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結 事業年度
- (3) 事業基盤強化設備を事業の用に供した事業年度後 の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- 2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 3 「取得に係るもの3~8」及び「28~29」の各欄は、 特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等 が、措置法第68条の11第1項に規定する特定事業基盤 強化設備を平成14年4月1日から平成15年3月31日ま での間に、取得等をし、事業の用に供した場合に、そ の特定事業基盤強化設備につき、その供用年度におい て同条第2項の規定による法人税額の特別控除を受け るときに記載します。
- 4 「リースに係るもの9~15」及び「30~32」の各欄は、特定中小連結親法人等又はその特定中小連結子法人等が、措置法第68条の11第1項に規定する事業基盤強化設備を平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に、物品賃貸業を含む法人から契約により賃借をし、事業の用に供した場合に、その事業基盤強化設備につき、その供用年度において同条第3項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。
- 5 「取得価額の合計額3」又は「改定リース費用の総額の合計額9」には、各連結法人に係る別表六の二(五)付表「差引改定取得価額9」の合計額(各連結法人ごとの合計額)又は「改定リース費用の総額13」の合計額(各連結法人ごとの合計額)を記載します。
- 6 「個別帰属額基準額の残額13」欄は、「3~8」の各欄の記載がある場合には「(12)又は」を消し、「3~8」の各欄の記載がない場合には「又は((12)-(8))」を消してください。
- 7 「前期繰越分16~21」及び「33~35」の各欄は、前期以前において生じた事業基盤強化設備に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第68条の11第4項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。
- 8 「個別帰属額基準額の残額19」欄は、次の区分に応 じ次により記載します。
 - (1) 「3~8」の各欄の記載があり、かつ、「9~15」 の各欄の記載がない場合 「(18)、」及び「又は((13) -(15))」を消してください。
 - (2) 「9~15」の各欄の記載がある場合 「(18)、((18) -(8))又は」を消してください。
 - (3) 「 $3 \sim 8$ 」及び「 $9 \sim 15$ 」の各欄のいずれにも記載がない場合 「、((18) (8))又は((13) (15))」を消してください。

- 9 いずれの連結法人についても、当期に、事業基盤強化設備で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき法人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「3~15」及び「28~32」の各欄は記載しません。
- 10 「事業基盤強化設備の取得をした各連結法人の個別 所得金額の合計額24」には、各連結法人のうち、取得 等をした事業基盤強化設備を当期において事業の用に 供した連結法人(以下「取得連結法人」といいます。) に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計 した金額を記載します。
- 11 「事業基盤強化設備の賃借をした各連結法人の個別 所得金額の合計額25」には、各連結法人のうち、賃借 をした事業基盤強化設備を当期において事業の用に供 した連結法人(以下「賃借連結法人」といいます。) に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計 した金額を記載します。
- 12 「繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額26」には、各連結法人のうち、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額を有する連結法人(以下「繰越連結法人」といいます。)に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計した金額を記載します。
- 13 適用を受ける連結法人が、取得連結法人、賃借連結 法人又は繰越連結法人のうちの2以上の法人に該当す る場合には、当該連結法人のこの明細書の「個別所得 金額1」の金額は「24~26」の各欄のうちの該当する 欄の「合計額」のいずれにも含まれます。
- 14 「総調整前連結税額基準額の残額31」欄は、「29」欄の記載がある場合には、「(30)又は」を消し、「29」欄の記載がない場合には「又は((30) (29))」を消してください。
- 15 「総調整前連結税額基準額の残額34」欄は、次の区分に応じ次により記載します。
 - (1) 「28~29」の各欄の記載があり、かつ、「30~32」 の各欄の記載がない場合 「(33)、」及び「又は((31) -(32))」を消してください。
 - (2) 「30~32」の各欄の記載がある場合 「(33)、((33) -(29)) 又は」を消してください。
 - (3) 「28~29」及び「30~32」の各欄のいずれにも記載がない場合 「、((33) (29))又は((31) (32))」を消してください。
- 16 「前期繰越額又は当期税額控除限度額37(若しくは40又は43)」の「計」までの各欄は、前期分のその連結法人に係るこの明細書の「翌期繰越額39(若しくは42又は45)」の金額(前期が連結事業年度に該当しない場合は、別表六(十)の「翌期繰越額30(若しくは33又は36)」の金額)のうち、当期首前1年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のものを移記します
- 17 「当期控除額等41(又は44)」の各欄の外書には、 措置法令第39条の41第25項(繰越税額控除限度超過額 から控除する金額)の規定の適用を受ける場合に、別 表六(十一)の「供用廃止設備を事業の用に供しなく なった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限 度超過額の調整額31」の金額を記載します。この場合、「翌期繰越額42(又は45)」の各欄の記載に当たって は、「41」又は「44」の本書に当該金額を含めたとこ ろで計算します。